

協定項目番号	25 - 21	学校教育事業
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>(1) 町立幼稚園 新市全職員の配置と併せ、教職員定数の適正化を図る。</p> <p>(2) 小・中学校</p> <p>(3) 小・中学校の通学区域及びスクールバスの運行</p> <p>(4) 小・中学校の適正配置 釧路市の現行計画はその範囲のまま引き継ぎ、3町における計画を新市で必要と判断した場合には地域事情等の課題を考慮して調整。</p> <p>(5) 学校給食体制 給食単価・メニューの統一や食材の購入方法、センター方式への移行などの検討と併せて調理員定数の適正化も検討。 また、道職員栄養士の旧自治体配置数確保を北海道教育委員会へ要請。</p> <p>(6) 道立高等学校及び市立高等学校 平成17年入学者選抜時より同一学区となるが、間口などの課題を北海道教育委員会と調整。 なお、道立については地域性に配慮し、阿寒高校・白糠高校の存続及び定員確保を北海道教育委員会へ強く要請。</p> <p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 小・中学校の学級編制</p> <p>(2) 小・中学校の学校図書整備</p> <p>(3) 小・中学校の教育用コンピューター整備 学校間格差是正や新市における機器更新方法等を調整。</p> <p>(4) 小・中学校の学校評議員 合併後1年程度で地域事情に配慮した段階的統合と未実施校解消を図る。</p> <p>(5) 中学校の心の相談対策</p> <p>(6) 小・中学校の耐震診断・耐震改修 昭和56年以前建築の未実施校の優先や財政計画、各地域の公平性、緊急度を考慮し、大規模改造を含めた新市における計画を策定して順次実施。</p> <p>(7) 教科用図書採択</p> <p>(8) 小学校新入学祝品 上限を5,000円として存続。</p> <p>3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 学校適応対策（不登校対策）</p>		

(2) いじめ・非行対策

(3) 教育研究センター

小学校社会科副読本は地域性を残し作成。

4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

(1) 中学校卒業記念品

廃止の方向で調整。

(2) 英語指導助手

現行を引き継ぐが、合併後2年程度で雇用先・報酬額・配置人数などの雇用形態を調整。

また、新市における小・中学校の外国語指導体制を検討。